

「郡山を知る・見る・食べる」発信業務委託仕様書

1 業務名

「郡山を知る・見る・食べる」発信業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務目的

本業務は、首都圏において新たなファンを獲得する PR イベントの開催や本市の魅力を幅広く発信し、本市イメージや認知度の向上及び関係人口の創出に繋げ、来訪契機や市産品の消費を生み出すとともに、原子力災害に起因する風評の払しょくを図ることを目的とする。

4 業務の方向性とこれまでの経過

（1）ターゲット

本業務のメインターゲットは、首都圏在住の 20 代から 30 代までとするが、イベント開催においては、その限りではなく、新たなファン層の獲得に向け広く集客すること。

（2）方針

本業務は、風評払しょくを狙いとした福島県外の住民に対する情報発信やイベント開催等の支援を目的とした復興庁の地域情報発信交付金を活用し実施するものである。

令和4年度は、ターゲットに対するアンケートの実施、アンケート結果を踏まえた滞在イメージ動画の制作及び動画の周知広報を通じたイメージアッププロモーションを実施した。

令和5年度は、それらを踏まえた新たな動画を制作し、その動画内の出来事を体験するツアーを企画・運営し、参加者に自らの SNS で発信してもらった。

令和6年度は、首都圏に向け情報発信を行う特設ランディングページを制作するとともに、首都圏におけるイベントを開催した。

令和7年度は、首都圏におけるイベント開催・ブース出展や本市の魅力を幅広く発信し新たなファン獲得を図るとともに、本市へのイメージアンケートを実施し、風評の現状を調査する。

【これまでの制作物】

（参考1）令和4年度制作動画「人生（たび）の途中」

<https://youtu.be/mwcddZ8u7Lw>

(参考2) 令和4年度アンケート結果

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/45/73171.html>

(参考3) 令和5年度制作動画(2本)

「知る・見る・食べる Trip ～Vol.1～」

<https://www.youtube.com/watch?v=iNKBmJZIOVM&t=77s>

「知る・見る・食べる Trip ～Vol.2～」

https://www.youtube.com/watch?v=rjZlvntAJ_o&t=216s

(参考4) 各種アカウント

(ア) Instagram アカウント (funfan.koriyama)

(イ) YouTube アカウント (Fun Fan Koriyama)

(ウ) X アカウント (@funfan_koriyama)

(参考5) 令和6年度制作特設ランディングページ

<https://www.funfankoriyama.com/>

5 業務内容

(1) 首都圏でのPRイベントの企画・運営、PRブースの出展

ア 首都圏において、本市の魅力を発信できるイベントやブース出展を2回実施すること。

なお、2回の内訳は、本市単独のPRイベントの開催を1回、フェアイベント等へのPRブース出展を1回とすること。

イ 実施に際し、必要となる物品や人材を調達・手配し、当日の運営に当ること。

ウ イベントでは、本市の魅力を体感できるコンテンツを実施すること。

エ コンテンツの1つは、生産者からの商品説明や、工芸品の製作実演等を通じて、来場者にそれぞれの魅力・安全性を伝えられるものにする。

オ 実施する場所やコンテンツにより生じる関係各所への事務手続き等も受注者が行うこと。

カ 本市の事業者と来場者が販売や試食、体験等を通じ、交流できる仕組みを取り入れること。また、事業者が参加しやすいように運送費や交通費についても考慮すること。

キ 悪天候時も実施可能な場所を使用するか、そうでない場合は悪天候時に備えた対策等を講じること。

ク 実施内容、時期、会場等については、発注者と協議の上、決定すること。

(2) ターゲット等に対する情報発信

ア 本業務で実施するイベントや本市の魅力について記事を作成し、イベント集客及び情報発信に効果的と思われるメディアに記事を出稿すること。(PRTIMES につ

- いては、本市で別途契約をしているためメディア対象からは除く。）
- イ ア以外に本業務の契約から履行期間終了まで、ターゲットに対し、その都度波及効果が高い手法を用いて、情報発信をすること。
- ウ 本市への来訪契機となる効果的なプロモーションが行えるよう発信方法を十分に検討し、本市と協議の上決定すること。
- エ SNS を用いた広報においては、市公式アカウント並びに令和４年度に本業務で立ち上げた各種アカウント「Fun Fan Koriyama」を使用することができる。

(3) アンケート調査の実施

- ア メインターゲット層を主な対象として、効果的手法を用いてアンケート調査を実施すること。
- イ 調査項目は、本市に対するイメージや風評に関すること、興味があるもの等を含めて 15 問以内で本市と協議しながら設定すること。
- ウ 有効回答数を 400 以上確保すること。
- エ 回答率を上げ、また認知度向上に寄与すると思われるインセンティブを設けることも可能とする。
- オ アンケートの調査結果を集計し、傾向分析を行うこと。また、集計結果はグラフや図を用いて見やすく作成し「アンケート調査結果報告書」として納品すること。

(4) 特設ランディングページの運営

- ア 令和６年度「郡山を知る・見る・食べる」発信業務で制作したランディングページを運営・更新すること。
- イ ランディングページでは、本事業で実施するイベントの開催情報に加えて、本市のイベント出展や観光スポット等の県外住民向けの旬な情報を発信すること。
- ウ 写真やビジュアルイメージを効果的に活用するとともに、本市公式ウェブサイト等へのリンクも使用し、本市に興味がある視聴者が見やすい構成とすること。
- エ SNS (Instagram、X 等) と容易に連動し、投稿やシェアされるような仕組みを取り入れること。

(5) その他の企画提案

上記(1)～(4)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案することができる。

6 報告書及び成果品の提出

- (1) 5 (1) ～ (5) に関する実施報告書
- (2) 提案後採用された成果品

(3) その他、各種成果品データ

7 成果品の納期

令和8年3月31日(火)までとする。

8 納品場所

郡山市文化スポーツ部国際政策課

※納品方法等の詳細は、協議の上決定する。

9 業務体制等

- (1) イベントの実施に当たっては、会場管理者との事前打ち合わせや現地確認を適宜行い、イベントの開催に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、来場者の安全確保を徹底すること。
- (2) イベント内で体験、ワークショップ等を行う際には、参加者への必要な安全対策を講じること。
- (3) イベントに参加する事業者等への説明及び連絡調整を行い、イベント運営に係るマネジメントを行うこと。
- (4) 受注者は、業務従事者が急病等で予定した業務に従事できない場合は、同等以上の能力を有する代替要員を手配する等の措置をとり、本業務実施に支障がないように対応すること。

10 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。
- (4) 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (6) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与

えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む)は、本市に帰属するものとする。
- (9) 業務の所管部署が変更となった場合、変更後の所管部署を納品先とすること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は遅滞なく協議し、これを定めるものとする。